

高槻市教育センター及び大阪府教育センターにおける研修の受講にあたって

1 研修を欠席する場合

(1) 高槻市教育センターにおける研修の場合

校園長を通じて事前に高槻市教育センターに連絡してください。

法定研修及び悉皆研修の場合は、連絡とともに「欠席届」(様式Ⅱ-2)を高槻市教育センターに提出願います。

※法定研修…初任者研修、10年経験者研修

(ただし初任者研修は代替研修を受講した場合、欠席届は不要です。)

※悉皆研修…管理職研修

(2) 大阪府教育センターにおける研修の場合

校園長を通じて事前に高槻市教育センターに連絡するとともに、「欠席届」(様式Ⅱ-2)を高槻市教育センターに提出願います。

大阪府教育センターへは、高槻市教育センターより連絡及び届出をします。

2 非常変災時及び交通機関の運用に支障が予想されている場合における研修の取扱いについて(高槻市、大阪府)

(1) 台風の接近が予想される場合

① 午前7時現在において「暴風警報」発令中の場合

午前の半日研修及び全日研修は、中止又は延期します。

② 午前11時現在において「暴風警報」発令中の場合

午後半日研修は、中止又は延期します。

③ 午前11時以降、研修開始時まで「暴風警報」が発令された場合

当日開催予定の研修は、中止又は延期します。

④ 受講者への連絡について

ア 受講者に対しては特段の連絡をしません。

イ 延期の場合については、後日改めて通知します。

※なお、高槻市に「特別警報」(大雨・暴風・高潮・波浪・暴風雪・大雪)が発令された場合も同様の措置となります。

(2) 交通機関がストライキの場合

原則として研修は実施します。

ただし、講師の都合等で中止する場合は各校に連絡します。